

[審議事項] 第2号議案 平成31年度税制改正要望承認の件

## 平成31年度税制改正要望

一般社団法人 長野法人会

## はじめに

戦後、「租税の民主化」により、昭和22年にそれまで行われていた所得調査委員会や市町村に徴収を委託する委託徴収制度（賦課課税制度）が廃止され、法人税についても納税者自らが税法の規定に基づき税額を計算し、申告納税する「申告納税制度」に移行した（法人税については決算確定後、政府による査定があった）。委託徴収制度には「所得調査委員会を経た決定方法は、地域のボスなどの介入を許し、税務行政を腐敗させる」という問題点があり、自主申告制度への移行にはこうしたことを防ぐ目的もあった。しかし、当時の社会経済状態からも経営者が難解な税法を理解して自主申告できるか危惧されていた。

このような中、法人会は、自主申告制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及を図るために企業間から自発的に誕生した団体である。以来法人会は、会員向けの税や経営に関する研修や会員相互の自己研鑽を重ね、税のオピニオンリーダーとして会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進める全国的な組織に発展してきた。

この要望書は、これらのことを踏まえ、「公平で健全な税制の実現」と「申告納税制度の維持発展」に寄与することを願って作成した。

平成30年 5月30日

一般社団法人長野法人会  
会長 山浦愛幸

## 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

## □税制改正要望における考え方と方向性

日本経済は現政権による経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、失業率の低下など緩やかな回復基調を見せている。介護や保育や建設などを筆頭に様々な分野で人手不足の状況が顕著になり、全体的な賃金アップの傾向にある。しかしその一方で、円安・株高は電気料金や原材料のコストアップももたらし、とりわけ地方の中小企業は未だ景気回復の波に乗り切れていないのが実情である。加えて働き方改革や生産性向上への社内システム変更・意識改革への対応も迫られており、企業の負担は大きい。また、中小企業庁の発表によると中小企業経営者の高齢化が進んでいることは明らかであり、県内企業においても3分の2近くが後継者不在という調査結果も出ていることから、経営者の大量引退に伴う大廃業時代の到来が危惧されている。

こうした中発表された平成30年度税制改正では、個人所得課税においては働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しするための見直しがなされた。中小企業向けには生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを後押しする措置、また日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代による生産性向上への対応とする事業承継税制の拡充がなされた。

中小企業は我が国企業の99%※を超え、従業員数でも7割と日本経済の基盤を成し、当会においても会員の98%が中小企業である。前述のとおり、生産性向上や賃上げ、働き方改革や事業承継を後押しする見直しがなされているが、それも地域の雇用維持・創出を担う中小企業に元気がなければ活かしようがない。

法人会は「公平で健全な税制の実現」を目指しているが、公平とは応益・応能のバランスのとれたものでなければならない。また、健全とは申告納税制度の趣旨に鑑みても納税者が理解し納得できる税制であることが大前提である。その上で、中小企業が会員の大多数を占める法人会にあっては、地域経済を支える中小企業の成長に資する税制こそが日本全体の底上げにつながると当会は考える。

今回、この要望は上記のような視点から会員アンケートを基に作成した。

## — 要 望 事 項 —

### □法人税

平成28年度税制改正で法人実効税率の20%台への引き下げが前倒しされ、30年度には29.74%になることは評価できる。しかし、ただ単に税率引き下げによる税収減の穴埋めを目的とした課税ベースの拡大は許されるべきでなく、税負担の公平性を目的とした課税を検討すべきと考える。また、企業の成長を後押しするためにも、法人の自由な制度設計を認めるシンプルな税制を求める。

#### 1. 軽減税率制度

平成29年度税制改正において、資本金1億円以下の中小法人の年800万円以下の所得については軽減税率19%を15%とする特例の2年延長が盛り込まれているが、特例ではなく本則とすべきと考える。また、基本税率の段階的な引き下げが実施されていることから、これにあわせ軽減税率自体も引き下げるべきと考える。これら改正がなされないのであれば、せめて昭和56年以来、800万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を少なくとも年1千万円に引き上げるべきと考える。

#### 2. 所得拡大促進税制の改組

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直され、平均給与等支給額が前年度より1.5%以上増加した場合、増加額の15%（法人税額の20%が上限）が税額控除されることになった。持続可能な賃上げを促進するのであれば、増加割合の基準緩和、適用期間の延長、税額控除のアップを要望する。

#### 3. 事業承継税制の拡充

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性向上の観点から、10年間の特例措置として事業承継税制の拡充がなされた。これにより、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合、猶予割合が100%に引き上げられ、雇用確保要件の緩和、減免制度の創設、複数人による継承などが措置されたことは評価できる。しかし、中小企業がこれまで蓄積した技術や信用を絶やすことなく次世代へ引き継いでいくためには、贈与税・相続税の減免、適用期間の延長を要望する。

### □個人所得課税の見直し

経済社会の構造変化に伴う働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から個人所得課税の見直しが行われた。フリーランスや副業など多様な働き方に対応するよう、どのような所得にも適用される基礎控除への移行が今後の方向性となっている。「働き方改革」をより一層進めるためにも基礎控除の引き上げを要望する。なお、青色申告控除における電子申告利用有無による控除額の差は、電子申告の利用促進

の意図は理解できるが税の公平性の観点からは問題が残ると考える。

## □消費税

平成31年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者対策として軽減税率制度が導入されることになっているが、10%程度までは単一税制が望ましいことを改めて表明しておきたい。その理由は、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きく、税制の簡素化、徴税コストおよび税込確保などの観点から極めて問題が多いからである。とりわけ事務負担、徴税コストに関しては、現政権において「生産性革命」が掲げられているにもかかわらず、それとは逆行するような税制は理解に苦しむと言わざるを得ない。そもそも軽減税率は高所得者の消費者にも等しく適用されるため、低所得者対策としては適当ではない。低所得者対策は「マイナンバーを活用した給付措置」で対応することが適当であると考えられる。

また、消費税率引き上げによる①適正な価格転嫁ができるのか、②滞納増加などの問題の方が重要課題である。軽減税率制度導入にかかる労力は、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の確実な実行や滞納防止策に向けられるべきと考えられる。